

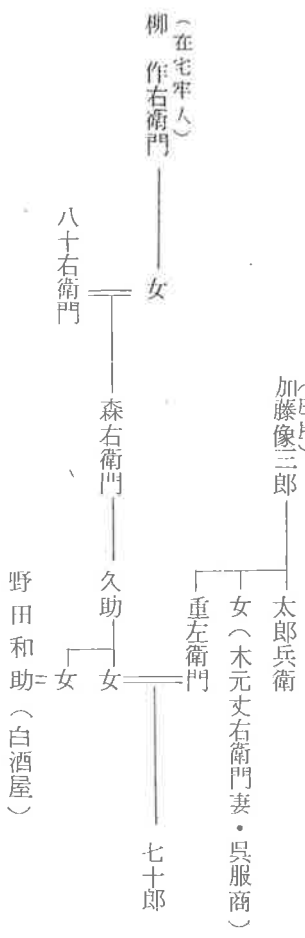
杵築藩における 在宅牢人の動向について

(一)

小玉洋美

本稿では、杵築藩において特異な存在であつた在宅牢人が、庄屋を経由しないで直接藩庁に対して、郷帳を離れ一本差出しを願ひ出て許可されたことに対し、庄屋より異議を申立てた前後の事情を紹介しながら、幕末期における譜代小藩の村方支配の一端を究明してみたいと思う。

なお、序に本稿で扱う人物関係を示せば、次の通りである。



沓掛村 庄屋 加藤太郎兵衛

在宅牢人 柳七十郎

永松村 庄屋 宮川新作

在宅牢人 三上文明

石丸村 庄屋 藤常右衛門

在宅牢人 山路盛作

(二)

本稿でいう在宅牢人がいわゆる郷士であることは、現存する子孫が士族に列せられていたことから明らかであるが、嘉永五年（一八五二）の「三箇所打込届順」の末尾に「又無禄の郷士十人あり」と記されて居ることからも自覚できる^①。しかし、郷士とは一般的な呼称であり、その名称は勿論、成立の事情や存在の形態は、幕藩体制下にあつては、一定していなかつたことはいうまでもない。従つて、先ず杵築藩における在宅牢人の成立と存在形態についての素描を試みておくことにする。

杵築藩の在宅牢人は、中世的在地勢力であつた土豪の子孫が郷士として取立てられたのではなく、扶持を離れた旧藩士が「牢人百姓」^②として村内居住を許可されたものであり、その数も少なく、領内の要地に原則として、一村一人宛居住せしめられた様である。例えば、本稿でとり上げた柳、三上、山路の三氏は、正保二年に松平英親が杵築に入部する以前からの家臣で、^③柳氏と山路氏は、宝永三年の藩財政の整理前後に牢人したものであり、^④三上氏はそれ以前の承応元年に罪を得て、^⑤牢人百姓となつたものである。ところで、上記の三家はいずれも、先述の郷士十人の内に数えられ、両子三家として地理的、軍事的な面からも藩政上の要地である両氏手永内の各村に居住している。しかも、柳氏の居住する沓掛村は、西境及び南境を島原領沓掛村と接しており、地理的にも歴史的にも、かつて同一の村であつただけに、藩にとつての重要性は一層であつたと思われるのである。故に沓掛村に隣接した永松村に居住する三上氏の分家が、安永四年（一七七五）以来沓掛村に柳氏と並んで居住せしめられ

るに至つたことも、容易に直見されるのである。また山路氏の住む石丸村も、その西境を島原領に接しており、杵築城下町と島原領高田陣屋を結ぶ街道の接点に当つてゐる。なおまた、一村一牢人の原則を示す例を加えれば、石丸村に隣接した波多方村にも、宝永年間に牢人した三田村伊兵衛が、数年間居住していたことが知られるのである。⁷⁾

この様な例からみると、杵築藩においても、藩財政の整理により減人された藩士¹¹牢人百姓を藩境整備と新田開発のために意図的に居住させたことが伺えるのである。⁸⁾このことは、文政九年の杵掛村明細記に、筆者である庄屋加藤像三郎が、次の様に記していることから看取できる。即ち、柳重左衛門の祖先柳作右衛門（御番頭四百石）が禄を返還して「二君に不奉仕候様と相心得、武具馬具先祖之書付ホ迄不残且那寺長昌寺ニ相納置候而杵掛村迄引取候処、其夜御役所与以飛脚杵掛村庄屋方江被仰遣候者、柳作右衛門儀其村迄引移候。引留置可申との儀ニ付」それ以来、杵掛村に居住することになつたところである。ところで、柳作右衛門に対しては、「為立行敏先田畑開発山林障ニ不相成場所仕立山不苦、作高諸厄御免衣類家宅者、諸士同様騎馬鎗ホ迄茂御免、上御吉凶御年頭ニ者、御目通ニ罷出候様被仰付難有奉存候得共、衣類杯茂難出来候ニ付、御目通之儀者御断申上御家老衆御用人衆大目付衆御郡奉行衆御宅迄罷出申候。繪踏宗門判座上ニ而仕候」¹⁰⁾とあり、更に同記によれば、去る卯（文政二年）四月に郡奉行より、庄屋像三郎に対して、在宅牢人の件についてお尋ねがあつたので、前述の通り申上げた処「先規之通相違無之段被仰付候」其上子孫に至つても頗出があれば、御徒士には御召仕え下さるとの事であつたと記されてゐるのであるが、この明細記の書かれた年から数えて三十四年目即ち安政七年（万延元年）に至つて、宗盲人別帳をめぐる争論が起つたときの庄屋加藤太郎兵衛の口上によれば、¹¹⁾在宅牢人について「皆々御塾居被成候節万事武家之廉を外シ平百姓同様ニ課役ホ迄も御勤被成候由ニ而、苗字も認不申宗門御改も百姓同様帳付ニ被成候処、課役之儀ハ御出夫ホ御心勞可被成郷帳入ニ被成候処ニ而ハ、課役御免ト承伝候事」となつていて、かなりの相違がみられるのである。

しかし、これは牢人して杵掛村に住む様になつてから長年月を経た後の事ではあり、後述の如く、生活が貧窮化して在宅牢人が庄屋の支配に組み込まれた後であり、しかも争論の相手側たる庄屋の覚書でもあるので、明細記の記述の方が正しいよう

にも思われる。

ところで、明細記には続けて、作右衛門の孫森右衛門の代に藩主対馬守様が猪狩を催した時に、在宅牢人の面々に対して「手永惣宰領に可罷出之様被仰付、踏込ニ武先羽織ニ而軍ばいヲ持、相勤候様」仰付けられたところが、三上定八郎が、踏込みでは山坂を馳けめぐるのは不便であるから、股引で勤めたいと願ひ出て百姓の着用する股引で勤めたことが記されている。更に、また続けて「右の外ハ教代在宅仕居候得共何そ御用被仰付の儀茂無御座候」とあり、藩庁と在宅牢人との関係が薄れて来たことが知られる。

それのみならず、作右衛門から四代目の久助の代になると、在宅牢人に対する藩庁の態度は冷たくなつてきている。例えば、従来恒例としてきた年頭の礼に杵築城下まで罷り出たところが、郡奉行より「在宅牢人の面々他所江罷出候節、見苦敷衣類致間敷、上之御外間ニ茂相拘候間此段心得可申」と仰付けられているのである。

このように、年始の挨拶に向いたところで衣服に関して郡奉行から叱られても「代々困窮ニ而其儀難出来」く、もつぱら「公ニ相含居候耳」という状態であつた。もつともこれは柳氏のみではなく、当時の在宅牢人に共通の困窮ぶりであつたと思われるが、文政九年当時の柳氏は、御免不能地として田畝三反五畝畑畝者反五畝程を所有し、また任立山を壹反歩程度持つていたことが知られるから、^⑮村内にあつては、年貢を免除されているだけ他の平百姓よりは経済的な余裕があつたと思われる。しかし、同村内に居住する在宅牢人三上市郎右衛門については、その所有する田畝が僅かに壹反壹畝であり、畑六畝を加えても壹反七畝では、たとえそれが年貢不納地であつてもそれだけでは到底一家を支えては行けないと思われるのである。(或は、彼の先祖が永松村の在宅牢人三上氏より分家した際に、永松村に田畑を分け与えられていたのかも知れないが、史料がないので明らかにし得ないのは残念である。)

ともあれ、在宅牢人の生活状態は、給人たる藩の役人から見れば、武士の体面をけがすものとして受け取られる程窮迫していたと思われるのである。

しかし、一方村内にあつては、在宅牢人は、例えば柳氏の如く、先祖伝来の品は一物もなく「大小手鍵之類者所持仕候得共書付ニ差出候程之品ニ而ハ無御座候」¹⁶⁾ても他の本百姓とは明確な区別がなされていたと解せられるのである。

そこで、本稿では、在宅牢人が文政年間に一本差出を願ひ出した経緯を辿ることによつて、当時の村落における在宅牢人像を描き出してみたい。

註① 前田利光、*杵築史考*「(再版)五三頁、五七頁

② 文化二年丑正月の「郷中諸法度」に「但他所牢人百姓有之候得共仕居候儀不相叶候はば、其旨可申出」とあり(*杵築市誌*七三六頁)また、寛延四末

正月に出された「御仕置五人組帳」に「浪人寺社たりとも、田畑を作り候者ハ、諸事百姓同然ニ可相心得候事」とある。*(杵築市誌*八一頁)

③ 杵築藩初代松平英親が豊後高田より転封になったのは正保二年であるが、英親が14才の時、豊前竜王城主であつた父松平重直が島原騒動に出陣した。その中に山路佐左衛門、柳作右衛門、柳新十郎(作右衛門の子)三上富之丞などの名前がみえる。*(杵築史考*二八頁)

④ 柳氏は作右衛門の晩年に牢人したとすれば、寛永十五年の島原乱の時、子供の新十郎が出陣しているところから四十才前後であつたとして、延宝元年には七十才を超える。従つて、宝永三年の財政整理より約二十年前に牢人したことになる。

山路氏については、延宝七年に山路高忠が京都北野社に兵法額を掲げたことが知られるが、「後、祿を返えし石丸村に退く、子孫継承して今に至る」とある。*(杵築史考*三三頁)また、宝永年間に山路高一が家老職にあつた(*杵築史考*四〇頁)とされておるが、結局、山路氏が何年に牢人したのかは、不明である。*(杵築市誌*六一二頁参照)

⑤ 三上氏が牢人したのは、承応元年のことであり、その経緯については、*杵築史考*(三六頁)や、*杵築郷土史*(二三四頁)に誌されている。牢人した三上留之丞は四百五十石の上士であつた。

⑥ 文政九年戌八月、*沓掛村明細記*「(宮川勇氏蔵)

⑦ 万延元戌歳、御用留「沓掛村庄屋(宮川勇氏蔵)

⑧ 菊池利夫、新田開発「(至文堂)一五五頁参照

⑨・⑩ 前掲、*沓掛村明細記*」

⑪ 前掲、御用留」

⑫・⑬・⑭・⑮・⑯ 前掲、*沓掛村明細記*」

(三)

沓掛村庄屋加藤太郎兵衛が「右の通為後年記置候也」¹⁷と、安政七年の御用留に書き残したのは、次の様な出来事である。
すなわち、同年正月廿五日より廿七日にかけて、正月恒例の庄屋年寄の寄合が惣役所で開かれ、その節、廿六日に代官川嶋安右衛門より太郎兵衛に対して、口頭で次の様な達しがあつた。――内は筆者の加筆である――

永松村在宅牢人三上藤内事去ル十九日与罷出郷帳を離差出相成度強而願出申候。尤同人申出候趣意ハ一昨年拾ひ子を致候処不幸ニ相成（その節村方の者が種々の噂をしたので藤内が）私方ニ而者武家方支関与申入候ニ而甚心外ニ存候間早速庄屋宮川新作方へ其段相改候処（庄屋より釈明の）挨拶御座候間夫ハ夫ニ而相濟候得共（中略）私（三上藤内）ハ養子ニ罷越居候ものニ付、旁自然ト廉々も無之様相成候間、差出ニモ相成候ハバ先年由諸正敷ものと申事も相分可申候得共、私方困窮方ニ而廉々も不相立様ニ相成行候間、差出御願申上候。柳七十郎も同様御願申上候。山路盛策儀者如何共難申上ト（藤内より申出があつたので、代官川嶋安右衛門が藤内に対して）御先代様与御仕来之郷帳入今相改候而ハ却而御為ニモ宜間敷、先是迄之通之方可宜、併両子三家と被申候を山路氏を殘御願被成候段も如何哉。得と御考可然（中略）可相成者是迄通郷帳入之方往々御為とハ相考候旨（藤内に）精々申置候処、（藤内が言うのには）御尤ニ候へ共最早三年之間色々心配仕猶々御願申上候事ニ而候得者、いつれニモ差出之儀奉願候旨ニ御座候得共、山路氏ニ茂申談再来可仕（と云うことで、藤内は廿二日罷り帰つた。そこで、代官が郡奉行の増田萬太に右の件を報告した。その後、廿四日に三上藤内が罷出て強くお願ひしたので）御奉行殿茂尤ニ御聞取被成、差出者御免ニ者相成申候。そこで藤内が左様相成候而も宮普請屋造用水杯ニ者是迄通萬事門役ニ而罷出来候処ハ少茂無相違相動只宗門差出斗別ニ相成候迄之事ニ候（と申出たので）萬一是迄之振合ニ違候坎、又ハ自然村方江故障有之節者、早速急度従上郷帳入申付候間、其段急度相心得罷在候様、御奉行殿与（藤内に対して）被仰聞置候間

其段も得と承知仕候様（郡奉行より代官に）御沙汰相成候。（中略）

「そこで、代官より庄屋太郎兵衛に対して、右之御沙汰ニ付其段今日可中達之処（太郎兵衛が）御出ニ付富川新作、後藤常右衛門江へ可中達候間、其段相心得候様被仰候候。」

以上の通り、代官より口頭で中達しがあつたので、即座に庄屋太郎兵衛は次の様に返答申上げた。すなわち、

其儀者兼々及承候事ニ御座候。兼而三上藤内思立、柳七上郎江も毎々申談御座候様子ニ候得共、柳氏者強而存寄も無御座候ニされ、兼々私江へ咄御座候。山路盛策殿へ猶以左様之様少も無之様ニ（聞いてゐる。……以下略）²¹すると代官が、

左様之事ニ候ハハ柳氏、山路氏も呼出直々不承候而者実否相分問敷、柳氏ハ同意之段御奉行殿ニも藤内江申上置候事ニ候。右の様な意見を述べたので、庄屋太郎兵衛は、翌廿七日惣役所に於いて、年寄庄屋等九名列席の席で、代官川嶋安右衛門に對して、次のように申上げた。

在宅牢人の儀者、何事によらず都而萬事庄屋江是迄者御願申上候而御聞濟相成来居候処、此節直々御願申上御聞濟被成下候段如何相心得能在可申哉。先年向子騒動之後（中略）柳久助御郡所増田藤八様御宅江直訴仕候ニ付（中略）柳久助儀者大切之御場所をも不憚直願仕候段不埒ニ付、藏本ニ而 被仰付候（藏本庄屋ニ而三十日余 罷在候山）其節以来急度庄屋江筋々を以申出候様、御沙汰相成候事も御座候段承申候。（中略）

永松村三上者御殿鈴村様騒動ニ付御牢人と承候。皆々（柳氏、山路氏、三上氏）御蟄居被成候節、万事武家之廉を外シ百姓同様ニ課役ホ迄も御勤被成候由ニ而苗字も認不申、宗門御改も百姓同様帳付ニ被成候処、課役之儀ハ御出夫ホ御心労可被成、郷帳入ニ被成候処ニ而ハ課役御免と承伝候事。（また）文政年中工藤兵助殿御代官御在役中柳重左衛門ハ庄屋加藤太郎兵衛の実弟）宗門差出（宗門人別帳を離れ一本差出をする事）御願申上候得共、御先代様与之御仕来ニ付御聞濟相成不申候段、急度御沙汰相成申候御儀も御座候。併是迄之御振合も可有御座候ニ付、得と御賢考被成下候様申上候。²⁵

以上の通り、庄屋太郎兵衛が、前日の代官よりの申達しについて、異議を申立てたので代官はその申立てを受け入れ、

至極尤之次第、美濃崎（現在の杵築市奈狩江地区美濃崎）辺江罷在候在宅之向茂都而庄屋与諸願書差出居候へ、在宅牢人之儀者猶以之事、殊ニ郷帳入之事ニ而其元御申出之趣少も相違無之候間、其段御奉行殿江可申上、左候処ニ而者、牢人²⁷与庄屋江可申出候間、村々庄屋与願書差出候様取斗可申候²⁷

と言われた。そして、更に三上藤内については、すでに郡奉行より一本差出を許可するとの沙汰をしてあるので、「早速申遣、藤内を呼御取返之上」あらためて「庄屋本江願出候様」申渡すことにする。けれども、一旦郡奉行から申渡してあることなので、一本差出は許可になるかも知れない。しかし「たとへ此上差出に相成候而も自然不都合故障ホ有之候節者、早速従上郷帳入ニ申付候筈」²⁸になつていたので、其旨をよく承知しておくようにとのことであつた。

扱て、蛇足ながら以上を要約すると、次の通りである。

一、在宅牢人の一人である永松村の三上藤内が、杵掛村の柳七十郎石丸村の山路盛作も同様であるとして藩庁に対し直接に、一本差出を願ひ出て許可になつた。

二、これに対して、杵掛村庄屋の加藤太郎兵衛が異議を申立て、在宅牢人が庄屋を通さずに直接藩庁へ願ひ出るのは不都合であるから、差出の件についても、出来れば現状維持が希ましいと主張した。

三、代官は庄屋の意見を容れて、牢人三上藤内に対し、あらためて庄屋を通して願ひ出るように申渡した。

註 17 万延元戌歲御用留杵掛村庄屋（宮川勇氏蔵）

⑱ 杵築藩では各手水毎におかれていた大庄屋が、文化元年に廃止され、代りに手水内の庄屋が交替で年番庄屋をつとめるようになった。（安岐町史二二頁）
⑲ また、文化元年下司村庄屋の「万覚書」（杵築市誌八一六頁）には、「年番庄屋兩人之内……」とあり、各手水毎に年番は「名いたことがわかる。杵掛村庄屋加藤太郎兵衛は安政七年当時、両子手水内の年番庄屋であつた。

⑳ 郷帳とは一般に江戸幕府の地方三帳の一つである成箇郷帳をさすが、在宅牢人の所有田畑は不納地であるから、藩の物成帳には記載されない。本稿

の場合は、宗盲人別帳のことである。

②①・②② 前掲、御用留」

②③ 享和四年（文化元年）丙子手永四ヶ村の村民二百九十七人が、島原領下杵掛村に逃散した事件。

②④ 前掲「杵築郷土史」（杵築教育会編）三四頁参照（承応元年三月、木付城宿直の士の間で、囲碁のことから刃傷事件がおきた。鈴村弥左衛門が中井兵右衛門を斬殺した事件に連座して牢人したものが多かつたという。三上留之丞も当夜同席していたのである。）

②⑤ 前掲、御用留」

②⑥ 宝永三年の財政整理に當つて減人された者の中に富田惣兵衛（百五十五）の名がみえる。（杵築市美濃崎にその子孫と目される人がいる。）「杵築史

考」三十九頁

②⑦・②⑧ 前掲、御用留」

(四)

廿七日に加藤太郎兵衛は惣役所での用事が済んだので、帰宅の途中、石丸村庄屋の後藤常右衛門宅に立寄つた。そして前述の件について詳細に話合い、「何事茂三ヶ村一同相成候様致度」^{②⑨}いと申入れをしておいた。

一方、二十八日の未明に柳七十郎の母が来訪して、一本差出を願ひ出た件について、三上氏より難題を持ちかけられて困つているので、相談に乗つて呉れる様にと大要次の様な話をした。（）内は筆者加筆。

一 昨年三上藤内与老本差出一同ニ御願可申上山路ニも申談致候得共、同人者当時困窮ニも候間序之節ニ而可宜旨内談御座候間、（柳氏は）何心なく是次第可宜と返信仕候処、（三上氏は）其後段々心配致御願申上候様子承申候ニ付、私も親類中江一応申談候処、夫者不宜、先規之通可然致、申談居合候ニ付、其後何となく差出御願之事ハ見合申度旨三上氏江申置候処、夫婦ニ而殊之外六ヶ敷申掛一旦同意ニ而御願申上候処、今更左様御変心（なされるとは）難相心得と言語同断之利詰ニ而各々難題申懸候間、（私の方では）各々心配致押移居申候（中略）（ところが、廿五日になつて三上藤内が、私の留守中に來

訪して伴の七十郎に対し、沓本差出 御免相成候間御礼ニ罷出候様（中略）強而相迫（七十郎は）無據御差料持参ニ而（翌二十六日に、御郡所へ出かけたとの事である。）（中略）

先年親父（柳重左衛門）左様之企有之候へ共、彌不宜迎其假押移居候事も承罷在候得者、猶以之事、殊ニ（私方は重左衛門が死亡して後は）女子供斗ニ候へハ先規之通ニ至不申と相考申候。此事三上ニ洩候得者、色々と難題筋申掛候。無左候而も此一条（一本差出を願出た件）ニ付而者、一旦承知仕変改致候。旁（三上氏より）難題被申掛甚迷惑、如何可致哉。進退迫候。³⁰

そこで、庄屋太郎兵衛は次のように答えておいた。

兎茂角茂成行ニ御任可然。山路氏も差出御願被成候ハハ、三軒御同一之方可然。三上文明（杓掛村居住の在宅軍人で永松村の三上氏の分家）者別家之事ニ付、差出御免相成不申段（郡奉行より）急度御沙汰ニも候へハ御考可被成候。³¹

ところが、廿九日に再び柳氏の老母が来訪して、「色々相考、昨日三上藤内方へ参、」上したが、その時の様子を次の様に報告してきた。すなわち、

三上氏御願之障ニ相成不申候ハハ、拙子（柳氏）方ハ是迄通致度（中略）先祖与之任来相改候事者、能々相考候上之事ニも候へハ、当時（私方は）女子供斗ニ候間、此段宜敷御願申候（と申出たところ、三上氏夫婦が大変立腹して）右一条三ヶ年之間御願申上候ニ付而者必分之物入も在之候。今更不埒千万と言語同断之懸意ホ在之。（私に対して）程々難題申掛候得共、迎も当時三上之権勢ニ及不申（中略）付、右願一条入用帳面相受取申度申遣置候。³²

さて、以上の如く、庄屋太郎兵衛が帰宅すると、待ち受けていた義妹の柳七十郎の母が相談に来て、その後で早速永松村の三上氏へ差出願の取消しに行き、三上氏から、今になつて願の筋を取消すのは、言語同断であると激怒されたので、再び廿九日に庄屋のところへ相談に来た事情が理解出来る。

これに対して、太郎兵衛は、先述のように「成行ニ御任可然」、また「三軒御一同之方可然」との態度を取つた様に誌してあるが、果してそうであらうか。後者については、二十七日に石丸村庄屋と「何事茂三ヶ村一同相成候様」申合せている点からも首肯できるが、前者については、心中秘かに期するところがあつたものではあるまいか。結果は、代官より御口達の通りにはならなかつたが、その限りにおいては、太郎兵衛のねらいは成功したともいえよう。しかし、二十七日以来の太郎兵衛の藩庁に対する異議申立て、すなわち先規を楯にして村内における身分秩序の変動を阻止しようとした庄屋の試みは、自村内においては一応の成功をみたが、永松村の在宅平人三上藤内の粘り強い運動と上の御威光^二藩権力とによつて、もろくもその一角をつき崩されたのである。

以下、太郎兵衛の覚書によつて、その経過を辿つてみたい。すなわち、正月卅日に石丸村庄屋より、次のような書状が届いた。

(前略) — 在宅平人殿一条、昨日(永松村の)宮川氏江掛合候得共、如何共致申由ニ御座候。御方(太郎兵衛)ニ御相談仕候様被仰聞候間、御別紙差上申候。(中略)尚又(石丸村の在宅平人)山路昨夜罷出。今日(二十九日)三上(永松村の三上氏)御用ニ付罷出候処、右差出之儀者、役場江相願庄屋年寄与願出候得者、御免可相成候間、明日八つ時迄之内願書差出候様、御代官所与御沙汰御座候ニ付、明日之御役所ニ間合候様御願申上度と願出申候、(そこで私は、山路氏に対して御先代様御仕置之御儀ニ付、無筋ニ而者郷帳入相成候ニも有御座間敷、下掛(下沓掛の事情については)不案内ニ付一応郷帳入之次第(については私より)御両所(加藤氏と宮川氏)江御掛合之上ニ而願出差出候様取斗可申慥ニ申聞置候。(ところで)御村も願出候儀と奉存候。如何御差図被成候哉。是之処被仰聞可被下候。(以下略)³³⁾

これによると、山路盛作も三上藤内の働きかけで差出を願ひ出たので、石丸村庄屋が一応預つた上で、沓掛村庄屋にその取扱いを相談してきたことが解るが、更に追記して、

尚々右様申出候得共、明日ハ御役所も休日ニ御座候間、近々之内打寄御相談仕候而者如何哉(下略)³⁴⁾

と慎重を期している。これに対する太郎兵衛の返書は略されているので、三ヶ村の庄屋が寄合つたかどうかは解らないが、正月晦日には、永松村の宮川新作より次の様な返書が太郎兵衛に届いている。

(前略)三上藤内殿儀、本差出御願申上居候由、兼而風聞承居候処、昨日御代官様与三上氏御呼出ニ而、昨夕方向人申出候者、本差出御免ニ相成候筈ニ相成候間、下掛年寄(杳掛村庄屋)与願出差出させ候様、御指図御座候ニ付、願事差出□候様申出候。然処(三上の言によれば)石丸村山路氏御村柳氏何れも同様之由ニ御座候間、柳氏与御方へ願出候事と奉存候。願出之通願事御差出被成候哉。如何御取斗被成候哉。御同様ニ仕度候間(下略)③⑤

そこで同日、折返して、太郎兵衛より

(前略)在宅牢人殿、本差出此節御免ニ付、庄屋与願書為差出候様御差出ニ付(中略)柳氏如何被取斗候哉。取斗方申上候様致承知候。右者郷帳入之儀、尤御先代様与之御仕来何と申訳合も庄屋方江者、是迄御申出も無之。右之御殿中与直々御公刃御願濟相成候ニ付願事差出候様御下知被成候ニ付而者早速願書可差出訊ニ□相当可申候得共、其巨細不承候而者難差出筋と奉存候。(下略)③⑥

と返信している。ところが、実は太郎兵衛は、先述の通り、二十八日、二十九日の両日にわたつて、柳氏の老母より、伴七十郎が藤内に誘われて差出願に加つたことも、老母が差出に反対して三上氏より難題を吹きかけられていることも承知しているのである。にもかかわらず、同返書には続けて、

柳氏ハ未幼年之事ニ付、深考も御座候哉。難斗御座候。(中略)御様子御問合申上度奉存候処却而都御掛合申候。右其節③⑦と結んであるのは何故であろうか。

さて、二月三日に代官所から、次の様な通知が来た。

柳七十郎儀者、差出願いだし不申段藤内を以申出候。三上藤内ハ相願候ニ付願書新作与差出候様申遣置候。右者庄屋与不被差出と申候得者、其候ニ而藤内江直々御免御沙汰可相成趣、御郡奉行殿被仰聞候。此段も新作江申遣置候。

二月三日

三二一

川嶋安右衛門

加藤太郎兵衛殿

かくて、事態は一変した。早速、同日宮川新作より書状が届いた。それによると、

(前略)(太郎兵衛よりの)御紙面之趣、(新作が)相合、願書難差出候段、藤内殿江申聞候惣、同人不承知之趣ニ而、先日御代官様方江罷出願書難出来候段申上候由ニ而今朝御代官様与御状参着仕、庄屋方与願書差出候様差図致置候処、夫是と申而者不宜、此上願書不差出候得者、上与直々御免可被仰付候。左様相成候而者不宜候間、早々願書差出候様被仰付候。右様相成候処ニ而者願書不差出候而者不相濟候間、近々ニ差出候心得ニ御座候。此段御掛合申上候。御承知可被下候。

右のように、代官の差図通りに致し度いので承知して呉れと頼んでいる。これに対して、太郎兵衛は、直ぐに返書を認めているが、その中で「左候得者、先規之御廉茂無御座候様ニ奉存候得共」と不満を示しながらも、

御上之御威光を以取斗候儀と奉存候。(中略)貴前様ニも定而是迄之御振合有之候へハ状其筋合被仰解候御事奉存候。(中略)兼(在宅牢人が)直々罷出申上候事者、早速ニ而通り能相成申候儀者、仕方も無之。(下略)

と、同意せざるを得なかつた。そこで、二月四日に、石丸村庄屋の後藤氏へ、宮川氏よりの趣旨を伝え、また、柳氏は先規の通りであるとも通知した。ところが、後藤氏からも次のような返書を受取つている。

(前略)当村之儀如何共其後申出者無御座候得共(中略)御申出相成候得者、是より早速可申上候間、左様御承知可被成下候。

二月四日

さて、二月十五日に、代官川嶋安右衛門が宗門改のために杵掛村に来たので、庄屋太郎兵衛が、在宅牢人の一本差出を願ひ

出た件について、申上げたところ、「三上藤内彼是致心配、其身尅軒ニ相成候。此上不都合故障在之候節者、急度郷帳入申付候筈ニ御沙汰相成候間、万事是迄ニ少も相違無之候。此上権威ヶ間敷儀ホ在之候節者、早速御沙汰ニ相成可申候」^④とのことであつた。結局は、三上藤内だけが一本差出を許可されることになつて事件は落着いたのである。

註^④ 前掲成歳御用留(宮川氏蔵)

(五)

以上述べ来たところによると、在宅牢人と庄屋の間の一本差出をめぐる紛争は、結果的にはどちらに軍配を挙げても良いように思われる。しかし、何故在宅牢人が執拗に一本差出を願ひ出たのか。また、庄屋がそのことに反対したのは何故であらうか。この点について私見を述べて、本稿の結びとしたい。

まづ、在宅牢人の差出願の理由として考えられるのは、三上藤内がいつているように、生活が貧困化して武家の体面を保つことが出来なくなり、しかも自分は養子であるので、「先年由緒正敷ものと申事」を、村人に対して相分らせるためであつたと思われる。柳氏の如きも明らかに、当時すでに門役に出るようになっていたのであるから、日常生活においては、平百姓と大差がなくなつていたものであらう。尤も、苗字を許され「大小手鏹の類を所持」しておることや所有する田畑が不納地とされていることからみると、明確な差違はある訳であるが、「本百姓を単に高持というだけでなく、屋敷をもち、それに相応した夫役を負担する者」^⑤と解すれば、在宅牢人も門役を負担しており、また庄屋の田畑加勢にも、平百姓同様に掛けるようになっていたのであるから、庄屋の支配下に組み込まれている点でも、平百姓同様になつていたとみて差仕えあるまいと思われる。しかも、生活が窮乏すればする程、百姓身分に埋没して行く危険性が増大して行く訳であるから、三上藤内の申立ての理由を理解できるのである。

周知の通り、一本証文というのは「宗門改の時に村中の人別の中に書かず、その家だけ別紙に書いて提出する資格」⁽⁴⁴⁾である。松代藩では、藩に献金した百姓に一本証文・永年人格などの資格を差許した例があること⁽⁴⁵⁾からみても、身分や家格を重視した藩体制下の農村にあつては、一本差出を許されることは、庄屋の支配を離れ、武士としての身分を保障されることを意味した。従つて、在宅牢人が「左様相成候而も宮普請屋造用水杯ニ者是迄通萬事門役ニ而罷出来候処ハ少茂無相違相勤、只宗門差出斗別ニ相成候迄之事ニ候」⁽⁴⁶⁾と、日常の村生活に変化を与えるものではないと弁解しても、庄屋の側からみれば、これは極めて重大なことなのである。すなわち、自己の支配する村の中に武士が混入することになり、たとへば苗字を許されていても身分は百姓である庄屋にとつては、村方支配に支障を招くことがあるかも知れない。庄屋太郎兵衛の危惧は、この点にあつたと思われのである。たとへば、藩庁から「萬一是迄之振合ニ違候歟。又ハ自然村方江故障有之節者、早速急度従上郷帳入申付候」⁽⁴⁷⁾と申渡されても、先規の通りが希望しいと強く主張せざるを得なかつたのである。

また、当時における両者の経済力を比較してみると、例えば沓掛村の場合、在宅牢人柳氏は御免不納地七石余であるのに対して、庄屋加藤氏は、筆者の計算によると、⁽⁴⁸⁾庄屋手当として給米一石一斗八升九合余、夫米九斗二升七合余の他に、免五つとすれば作高三〇石八斗九升に対する収入十五石四斗四升五合余があり、合計十八石二斗六升一合余となる。勿論、小物成その他の雑税を差引かれるとしても、在宅牢人よりはかなり富裕であつたといつてよい。その上、田植や収穫時期には、平百姓を門役に出させることも出来るのであるから、村内における庄屋の権勢が絶大であつたことは言うまでもない。

しかも、当時の村生活でもつとも大きな比重を占めた家格のパロメーターである姻戚関係からみても、庄屋と在宅牢人は同格となつていたのである。例えば、柳氏の場合、七十郎の父親重左衛門は、庄屋太郎兵衛の実弟であり、また石丸村の山路氏と庄屋常右衛門は縁続きであつたことが知られる。⁽⁴⁹⁾さすれば、当時、村の長であり、それに相応しい家格と経済力を握っている庄屋からみれば、在宅牢人が自分を差おいて「直々御願申上御聞濟被成下」されるようになることは、庄屋としては不満であつたと思われるのである。

このように考えてみると、一本差出をめぐる紛争は、実は、在宅牢人と庄屋との家格の上下をめぐる争いでもあつたといつてよい。

元来、過去を主要な構成要素とする家格にとつて、もつとも重要なのは、その家のもつ由緒や歴史ではあるが、もとよりその家の現在の経済力なり、その他その家が村内において占めていゝるあらゆる地位の総合でもある。^{④⑤}従つて、時代が経過し、その家の地位が低下すれば、家格もまた下らざるを得ないのである。本稿で扱つた「両子三家」と称された在宅牢人の場合についても、藩との関係が薄くなり、生活が困窮化するにつれて「武家の兼」をたて難くなつたので、家格を恢復するために、一本差出を願ひ出たものであり、これに対する庄屋の阻止運動は、所詮、身分制を前提として成立つてゐる藩権力によつて、差押えられる宿命にあつたといえよう。

註^{④③} 児玉幸多氏「身分と家族」(『岩波講座日本歴史Ⅰ』所収)「近世Ⅱ」三三四頁

^{④④} 児玉幸多氏「近世農民生活史」(新稿版)二二七頁

^{④⑤} 右同書同頁

^{④⑥} 前掲「御用留」

^{④⑧} 前掲文政九年の「沓掛村明細記」により該算したものである。

^{④⑨} 同右「村明細記」

^{⑤①} 前掲「近世農民生活史」二二七頁参照

(筆者は別府青山高校教諭)